

令和7年度 群馬労働局行政運営方針



群馬労働局は、群馬県における労働関係行政を総括する厚生労働省の地方機関として、専門的かつ総合的な労働行政サービスを効果的かつ迅速に提供し、管下の労働基準監督署及びハローワーク(公共職業安定所)を通じて地域に密着したきめ細やかな行政運営を推進します。



第1	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援	2
1	最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援	
(1)	事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援	
(2)	最低賃金制度の適切な運営	
(3)	同一労働同一賃金の遵守の徹底	
(4)	非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援	
第2	リ・スキリング、労働移動の円滑化	3
1	リ・スキリングによる能力向上支援	
(1)	人材開発支援助成金による人材育成の推進	
(2)	公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援	
2	労働移動の円滑化	
(1)	就職困難者を雇い入れる事業主への支援による労働移動の円滑化	
(2)	キャリアコンサルティング機能の充実等	
(3)	地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援	
第3	人材確保の支援の推進	4
1	人材確保の支援	
(1)	人手不足対策	
第4	多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組	5
1	仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進	
(1)	仕事と育児・介護の両立支援	
(2)	次世代育成支援の推進	
(3)	多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの推進	
2	フリーランスの就業環境の整備	
(1)	フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等	
3	女性活躍推進に向けた取組促進等	
(1)	マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施	
(2)	法の履行確保及び女性活躍推進に向けた取組促進等	
4	総合的なハラスメントの防止等	
(1)	職場におけるハラスメント防止に関する措置義務の履行確保	
(2)	カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進	
(3)	早期の紛争解決に向けた体制整備	
5	多様な人材の活躍促進	
(1)	高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等	
(2)	障害者の就労支援	
(3)	就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援	
(4)	新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援	
(5)	外国人労働者対策	
6	安全で健康に働くことができる環境づくり	
(1)	長時間労働の抑制	
(2)	労働条件の確保・改善対策	
(3)	労働災害を防止し、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	
(4)	労災保険給付の迅速・適正な処理	



第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

群馬県内の企業の賃金引上げの取組事例等を掲載した賃金引上げ特設ページのリーフレットを当局独自に作成し、積極的な情報発信を行います。

業務改善助成金を始めとした各種支援策の利活用を促進し、生産性向上に係る企業のニーズに応えるとともに、群馬県の賃金引上げに係る施策と連携して、賃金引上げを支援します。

厚生労働省が委託する「働き方改革推進支援センター」専門家によるコンサルティング等を通じて、生産性向上や非正規雇用労働者の処遇改善の取組を支援します。



(2) 最低賃金制度の適切な運営

地方最低賃金審議会において充実した審議が尽くせるよう、円滑な運営を実施します。また、最低賃金の改定について使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、県内に幅広く周知するとともに履行確保を図ります。



必ずチェック! 最低賃金!

厚生労働省 群馬労働局

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 985 円	発効日 令和6年10月4日
特定 最低 賃金	製鋼・鉄素形材製造業最低賃金	1時間 1,067 円	発効日 令和6年12月28日
	一般機械器具製造業最低賃金	1時間 1,056 円	
	電気機械器具製造業最低賃金	1時間 1,056 円	
	輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間 1,056 円	

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のため、局内で連携して効果的な報告徴収・指導監督を実施し、是正指導の実効性を高めるとともに支援策を周知し、同一労働同一賃金の遵守を徹底します。

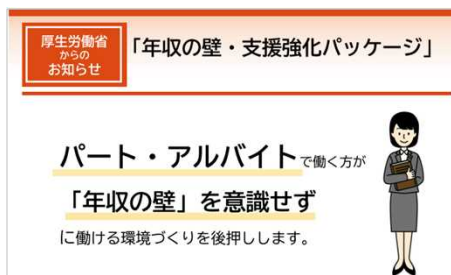


厚生労働省HP



(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善等に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、各コースの周知、活用促進を行います。



厚生労働省HP



第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 人材開発支援助成金による人材育成の推進



令和4年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、政府の各種施策を通じて2026年度（令和8年度）までにデジタル人材を230万人確保することとされており、人材開発支援助成金では、2026年度（令和8年度）に全国でデジタル分野の訓練受講者数69,000人を達成するため、すべてのコースにおいてデジタル分野における訓練の活用促進を行います。特に、人材開発支援助成金（人への投資促進コース・事業展開等リスキリング支援コース）について、デジタル人材等の育成及び事業展開等に伴う労働者のスキル習得に取り組む事業主を支援します。

(2) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援



デジタル分野に係る公的職業訓練について、ハローワークにおける適切な受講勧奨、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、再就職の実現を図ります。

また、労働者個々の学び・学び直しを支援するため、教育訓練給付制度の拡充について、様々な機会を捉えて周知を図ります。



2 労働移動の円滑化

(1) 就職困難者を雇い入れる事業主への支援による労働移動の円滑化

賃金上昇を伴う労働移動等を推進するため、雇い入れを行う事業主を支援します。

賃金上昇を伴う労働移動等の支援のための各種助成制度	
助成金名	助成金概要
早期再就職支援等助成金	
（早期雇い入れ支援コース）	離職を余儀なくされた者の早期就職にあたり前職よりも5%以上賃金の引上げを行う事業主に対し助成
（中途採用拡大コース）	中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用者の採用を拡大させた事業主に対して助成
特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）	就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者（母子家庭の母や就職氷河期世代のものなど）を成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主、あるいは、人材育成を行ったうえで5%以上賃金の引上げを行う事業主に対し助成

(2) キャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワークにおいて、オンライン職業相談、就職支援セミナー等を実施するほか、「キャリア形成・リスティング相談コーナー」を設置し、民間のキャリアコンサルタントの協力を得ながら、キャリアアップや転職に向けた相談支援の充実を図ります。



(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

地方公共団体等と雇用対策協定による連携を図り、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成、就職促進等の取組を一体的に推進します。

群馬労働局と地方自治体との雇用対策協定等

締結日	太田市 平成27年5月 (平成31年2月改定)	群馬県 平成27年6月	前橋市 平成27年8月	高崎市 平成28年3月	群馬県 上毛新聞社 平成30年3月	沼田市 令和4年8月
主な取組	女性・若者 お仕事相談パークおおた 外国人 外国人出張行政相談コーナー	障害者 合同企業訪問指導 若者 Gターン就職面接会 女性 合同就職面接会 外国人 外国人雇用管理セミナーの実施	若者・子育て中の方 ジョブセンターまえばし 生活保護受給者等 前橋しごと相談コーナー 労働災害の防止 市役所による周知協力	子育て中の方 子育てなんでもセンターへの巡回相談等 ひとり親家庭等の方 たかさき就労支援コーナー	大学生・保護者への情報提供 県内企業の魅力の発信 マッチング支援 Gターン就職面接会	地域経済活性化に伴う人材の確保・育成 移住者の就職相談 若者 合同企業説明会 子育て中の女性等 合同就職面接会 障害のある人 障害者就労支援チームによる連携強化

第3 人材確保の支援の推進

1 人材確保の支援

(1) 人手不足対策

・ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力のある求人票の作成支援等の助言等により、求人者支援の充実を図ります。



【求人者マイページをご活用ください (<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>)】

事業主の方が求人者マイページを開設すると、以下のオンラインサービスを利用できます。

- ・マイページからの求人のお申込み・変更
- ・事業所の外観、職場風景など画像情報の登録・公開
- ・ハローワークからオンラインで紹介を受けること
- ・求職者からの応募を直接受けること(オンライン自主応募)
- ・求職情報を検索し、気になる求職者にリクエスト
- ・求人情報の管理や採否結果の連絡



(求人者マイページへ)

・人材確保コーナー等における人材確保支援

人材不足の深刻な医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野のマッチング支援を強化するために、各業界や関係団体と連携した人材確保対策推進協議会を効果的に活用し、前橋及び高崎のハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、職場見学会、セミナー、就職面接会等の開催により人材確保支援の充実を図ります。

・「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口の周知

人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、相談窓口寄せられた情報を基に、必要な対応を行います。

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

改正育児・介護休業法が理解されるよう、改正法の周知及び履行確保を図ります。

男女とも仕事と育児・介護を両立できる職場環境整備のため、両立支援等助成金の活用を促進します。



群馬局管内の
認定企業一覧



(2) 次世代育成支援対策の推進

改正次世代育成支援対策推進法が理解されるよう、改正法の周知及び履行確保を図ります。

常用労働者数101人以上の義務企業に対し、行動計画の策定・届出等の徹底を図ります。

子育てサポート企業を認定する「くるみん」や、不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」の認定取得に向けた働きかけを行います。



【県内認定企業数】※令和6年12月末時点

くるみん認定企業数 76社
(うち、くるみんプラス認定 2社)
プラチナくるみん認定企業数 9社
(うち、プラチナくるみんプラス認定 2社)

(3) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランスに資する勤務間インターバル制度の導入促進に当たり、企業等に対し、働き方・休み方改善コンサルタントが専門的な助言・指導を行います。

時間外労働の削減等に取り組む中小企業等を支援するため、働き方改革推進支援助成金の活用を促進します。

2 フリーランスの就業環境の整備

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

法違反に関する申出があった場合には、速やかに申出内容を聴取し、調査、是正指導等を行い、法の着実な履行確保を図ります。

委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった場合には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

県内の監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」において、請負契約等の契約形式にとらわれることなく、働く方からの相談に丁寧に対応するとともに、労働基準法違反が疑われる場合には、申告がなされたものとして調査を行い、適切に労働者性を判断し、必要な指導を行います。

3 女性活躍推進に向けた取組促進等

(1) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

前橋、高崎、太田の各ハローワークのマザーズコーナーにおいて、求職者のニーズに応じたきめ細やかな就職支援を実施し、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携したアウトリーチ型の支援を推進します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。



(2) 法の履行確保及び女性活躍推進に向けた取組促進等

常用労働者数101人以上の義務企業に対し、行動計画の策定・届出及び女性の活躍に関する情報公表の確実な実施を働きかけます。女性活躍推進企業を認定する「えるぼし」の認定取得に向けた働きかけを行います。

【県内認定企業数】※令和6年12月末時点
えるぼし認定 30社

群馬局管内の認定企業一覧



4 総合的なハラスメントの防止等

(1) 職場におけるハラスメント防止に関する措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し指導等を実施します。

ハラスメント相談件数の推移

	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産等不利益取扱い	パワーハラスメント
令和4年度	111件	363件	1,619件
令和5年度	140件	340件	1,211件
令和6年(6年12月末)	116件	185件	974件



(2) カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

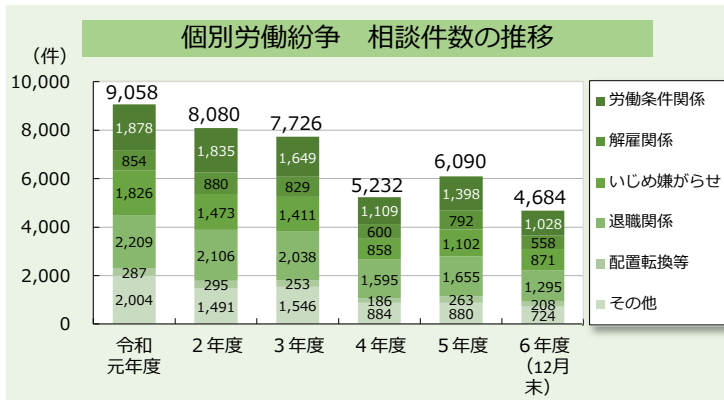
カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策について、指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図り、企業の取組を促します。

職場におけるハラスメント撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に周知啓発を実施します。

(3) 早期の紛争解決に向けた体制整備

あらゆる労働問題に関する相談について、総合労働相談コーナーにおいてワンストップで対応します。

紛争調整委員会によるあっせん等により、個別労働紛争の早期解決を図ります。

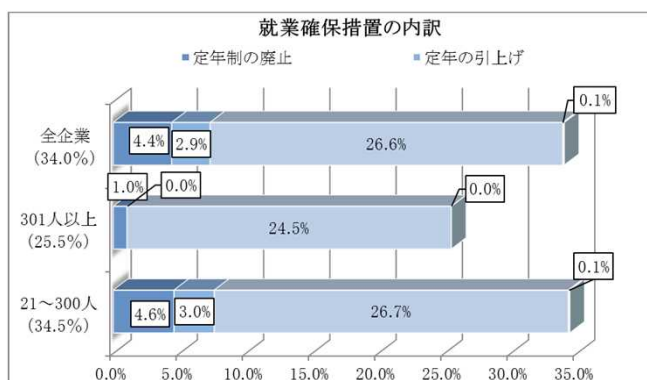


5 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等に向けた事業主の意識啓発・機運醸成を図ります。

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、館林及び渋川の各ハローワークに設置する生涯現役支援窓口において、効果的なマッチング支援を実施します。



70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況
令和6年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果より

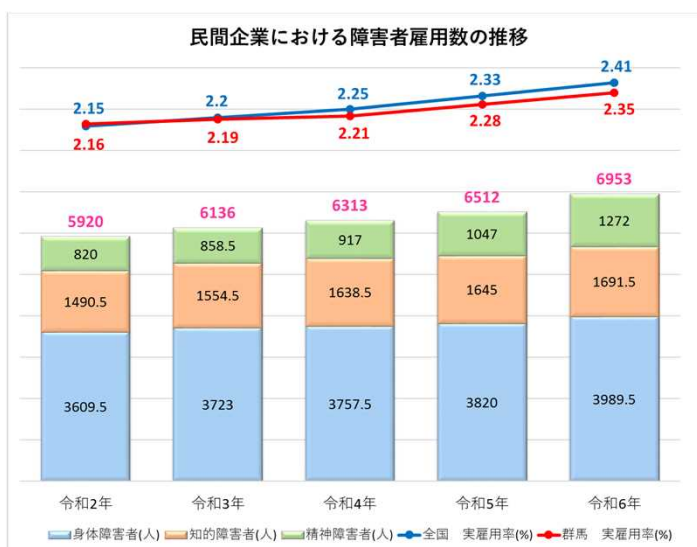
平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置は令和7年3月31日をもって終了します。そのため、令和7年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置として、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

・定年制の廃止・65歳までの定年の引き上げ・希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入
(※経過措置の終了によって、令和7年4月1日以降、65歳までの定年の引き上げが義務になるわけではありません。)

(2) 障害者の就労支援

法定雇用率未達成企業及び障害者雇用ゼロ企業の解消に向けた指導・助言により、障害者の雇入れ支援を強化します。

※ 重度身体障害者及び重度知的障害者を除く短時間労働者(週20時間以上30時間未満)は、1人をもって0.5人の労働者に相当するものとみなす。また、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の特定短時間労働者(週10時間以上20時間未満)も1人をもって0.5人の労働者に相当するものとみなす。なお、精神障害者である短時間労働者については、当分の間、1人をもって1人の労働者に相当するものとみなす。



前橋、高崎及び太田の各ハローワークに専門の担当者を配置し、精神障害者、発達障害者、難病患者など多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

また、障害特性に合った業務の切り出し等の事業主向けセミナーを開催し、障害者雇用への理解を促進します。



障害者雇用促進セミナー

(3) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

ハローワークに就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、就職から職場定着まで一貫した支援を、それぞれの専門担当者によるチーム制で計画的かつ総合的に実施します。

ハローワークにおける 職業紹介・紹介就職件数

	目標値 (年)	令和4年度	令和5年度
紹介件数	12,000 件	17,482 件	17,507 件
就職件数	1,500 件	3,348 件	3,226 件

(4) 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を支援し、学校や関係機関とも連携しつつ、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細やかな個別支援を実施します。



高校生のための合同企業説明会

厚生労働省の各種認定制度を優秀な人材確保にご活用ください！

1 えるぼし・プラチナえるぼし認定

女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定します。



えるぼし認定は、「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5つの評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

プラチナえるぼし認定は、上記の項目を全て満たし、かつ、法に基づく情報公表を8項目以上公表する等の基準を満たす必要があります。



認定企業一覧
(群馬労働局HP)

2 くるみん・プラチナくるみん認定

従業員の子育て支援に積極的な企業を認定します。



くるみん認定は、行動計画の目標を達成していること、男性の育児休業取得率30%以上、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上である等の基準を満たす必要があります。

プラチナくるみん認定は、くるみん認定企業が、男性の育児休業取得率50%以上、出産後の女性労働者の継続就業状況に関する基準等を満たす必要があります。※この他、不妊治療と仕事との両立に関する「プラス」認定があります。



認定企業一覧
(群馬労働局HP)

3 ユースエール認定

若者雇用促進法に基づき、優良な中小企業を認定します。



ユースエール認定は、人材育成方針及び教育訓練計画の策定、直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の定着状況、正社員の所定外労働時間の実績、正社員の有給休暇の取得実績、男女労働者の育児休業等の取得実績など、各種要件を満たす必要があります。



認定企業一覧
(群馬労働局HP)

4 もにす認定

障害者雇用への取組が優良な中小企業を認定します。



もにす認定は、障害者雇用への取組、成果及び情報開示について一定水準に達していること、雇用率制度の対象障害者を法定以上雇用していること等の基準を満たす必要があります。



認定企業一覧
(群馬労働局HP)

(5) 外国人労働者対策

外国人労働者は日本語や日本の労働慣行に習熟していないことに配慮しつつ、異なる国籍・民族の人々が地域の一員として暮らすことができる多文化共生社会の実現につながるよう、外国人労働者が安心・安全・健康に働くことができる環境づくりに取り組みます。

・外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

事業所訪問等により雇用管理改善のための助言・援助等を実施します。

日本の職場におけるコミュニケーション能力向上やビジネスマナー習得等の研修を通じて、安定的な就職と職場定着が可能となるよう、関係機関と連携した就労支援等を実施します。

ハローワーク前橋に設置した留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンター等と連携しつつ、留学生の国内就職の促進に向けた就職支援を実施します。

前橋・伊勢崎・太田・館林の外国人雇用サービスコーナーでは、英語・ポルトガル語・スペイン語の通訳を配置し、外国人求職者への就職支援等を実施しています。

また、伊勢崎・太田・館林のコーナーでは、ビデオ通話による30言語の通訳に対応したタブレットを設置し、支援を行っています。

※ 30言語

ベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、英語、ネパール語、中国語、スペイン語、韓国語、タイ語、ミャンマー語、シンハラ語、クメール語、モンゴル語、ウクライナ語など



【 外国人雇用サービスコーナー 】

対応言語	設置場所
英語 ポルトガル語 スペイン語	ハローワーク前橋 ハローワーク伊勢崎 ハローワーク太田
ポルトガル語 スペイン語	ハローワーク館林



【 外国人労働者相談コーナー 】

対応言語	設置場所
ベトナム語	群馬労働局監督課
ポルトガル語	太田労働基準監督署
スペイン語	太田労働基準監督署



在留資格別外国人労働者数の推移
「外国人雇用状況」の届出状況まとめ
(令和6年10月末現在)より

・外国人労働者の労働条件の確保・改善対策

外国人労働相談コーナーや、外国人労働者向け相談ダイヤル・労働条件相談ホットライン(13言語)で、外国人労働者からの労働相談に、丁寧に対応します。

※13言語

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語(クメール語)、モンゴル語

技能実習生等の外国人労働者に対して「強制労働」など人身取引が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査を実施し、司法処分を含め、厳正に対処します。

技能実習生を受け入れている事業主の皆さま

技能実習生に対するその行為は

人身取引です

強制労働 労働者の意思に反して働かせる行為	中間搾取 第三者が労働者の賃金の一部を不当に得る(いわゆる「ピンハネ」)行為
暴力、脅迫、監禁、その他の強制力 暴力、脅迫、監禁のほか、怒鳴る、殴りかかるなど 以下のような行為で技能実習生に恐怖を与え、働かせること、この手段に該当する可能性があります。 - 顔を小窓いたり顔を叩く - 住居から無断で外出を禁じ、勝手に外出すると罰金を取る、脅す - 部屋に「水」などの罰金を付けて、強い口調で注意する など	権力の濫用またはぜい弱な立場に束縛する 職場内の上下関係を利用して、相手の弱い立場につけ込む など 解雇されたら行くところがないといった技能実習生の弱い立場につけ込み、「解雇する」「帰国させる」などと脅して働かせることも、この手段に該当する可能性があります。

厚生労働省 都道府県労働局 法務省出入国在留管理庁 外国人技能実習機構

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

長時間労働及び過重労働による健康障害の防止に向け、監督指導を引き続き実施します。

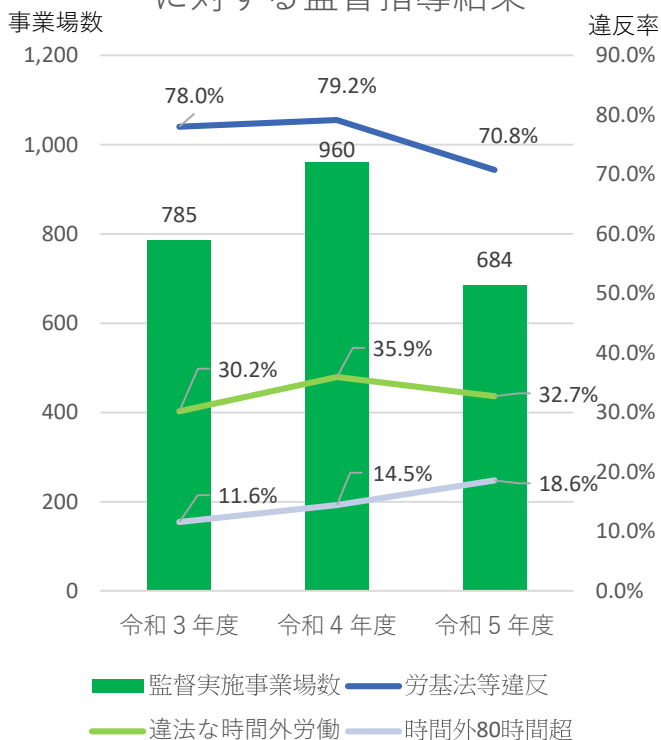
また、各労働基準監督署の労働時間相談・支援班において、説明会の開催や個別訪問により、改正労働基準法などの周知や、きめこまやかな支援を引き続き実施します。

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用の遵守には、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、引き続き、上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」の周知を行います。

トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないことなどについての要請を行うとともに、賃金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）の支払いや改正改善基準告示について周知を行います。

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止について、周知啓発を行います。

長時間労働が疑われる事業場
に対する監督指導結果

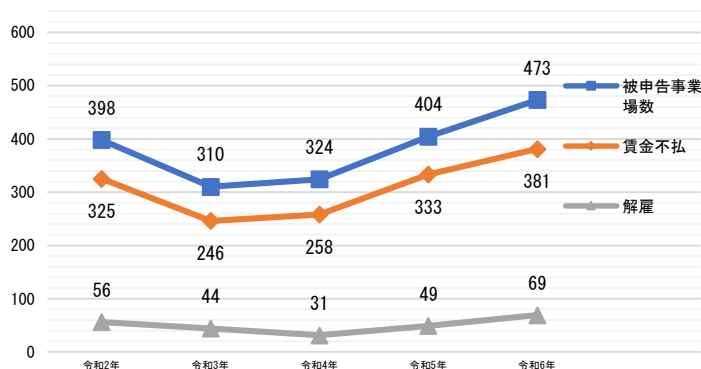


(2) 労働条件の確保・改善対策

基本的労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者及び介護労働者を雇用する事業場への監督指導等により、法定労働条件の確保・改善を図ります。

被申告事業場数の推移（各監督署が受理した新規受理事業場数）



(3) 労働災害を防止し、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

第14次労働災害防止計画（令和5年度から9年度）を踏まえ、以下を重点に推進します。

多発する行動災害（※）の防止に向け、施設・設備の安全化、介助作業等の補助器具使用、労働者の身体機能の維持・強化等による自発的安全衛生活動の支援

（※転倒や腰痛など作業行動に起因する労働災害）

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現、エイジフレンドリーガイドライン等の周知

高齢労働者の安全衛生対策（厚生労働省HP）⇒



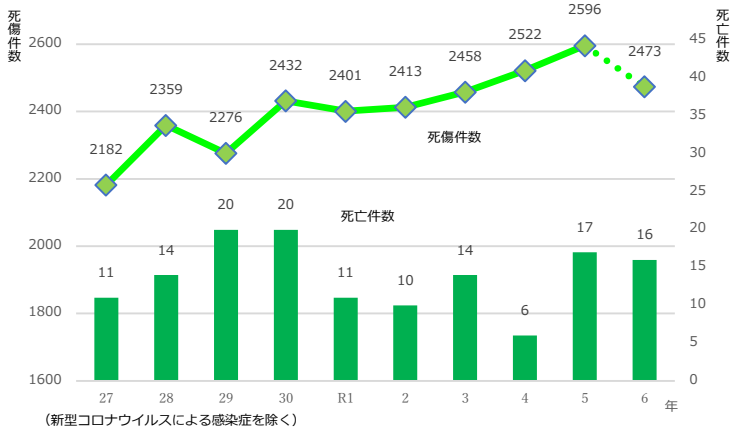
長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、事業場におけるメンタルヘルス対策の実施を指導

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

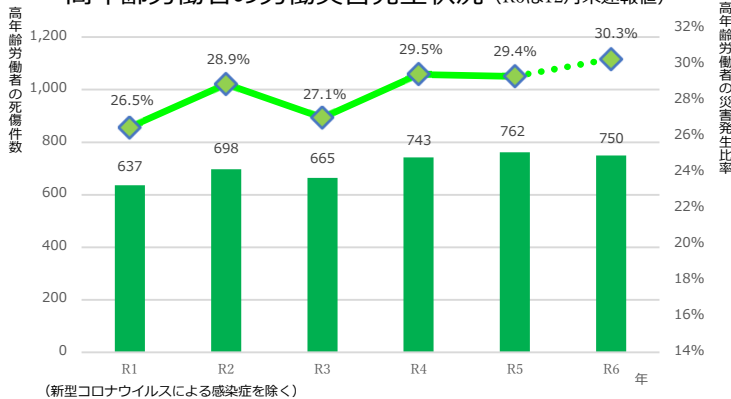
こころの耳 ⇒



群馬県内における労働災害発生状況（R6は12月末速報値）



高齢労働者の労働災害発生状況（R6は12月末速報値）

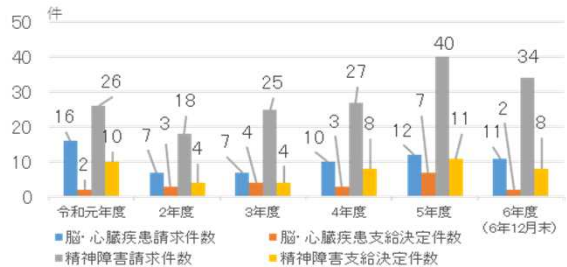


(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

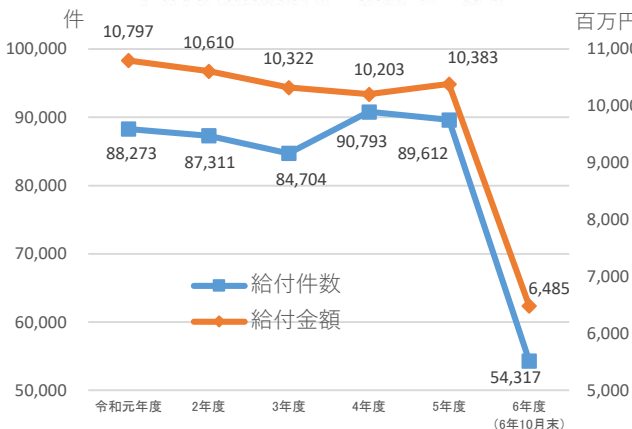
過労死等事案をはじめとする労災保険給付の請求に対しては、迅速・適正な事務処理を行います。

労災保険の窓口業務について、相談者等への丁寧な説明や、請求人への処理状況の連絡等を確実に実施します。

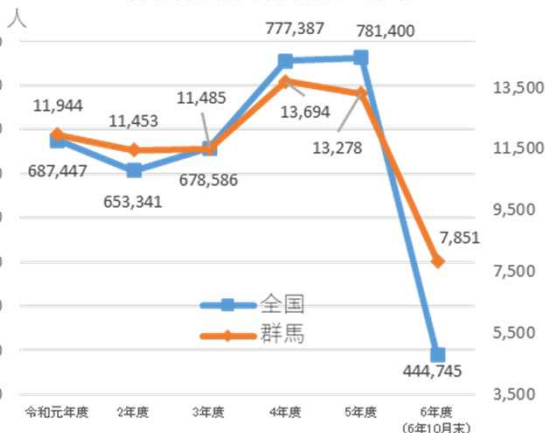
※過労死等事案に係る請求・支給決定件数の推移※



※労災保険給付件数・給付額の推移※

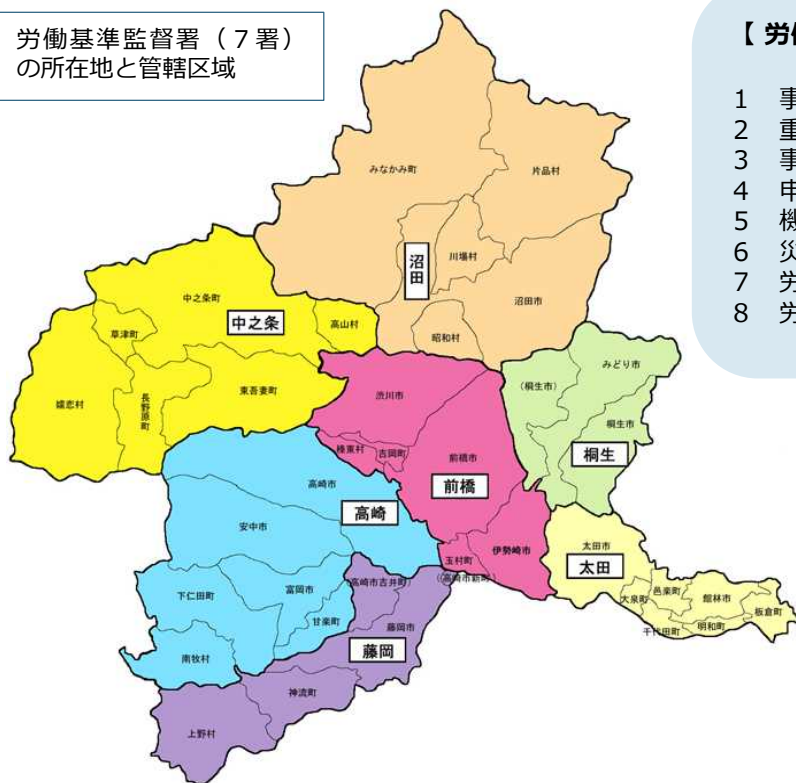


※労災保険新規受給者数の推移※



労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の管轄・概要

労働基準監督署（7署）
の所在地と管轄区域

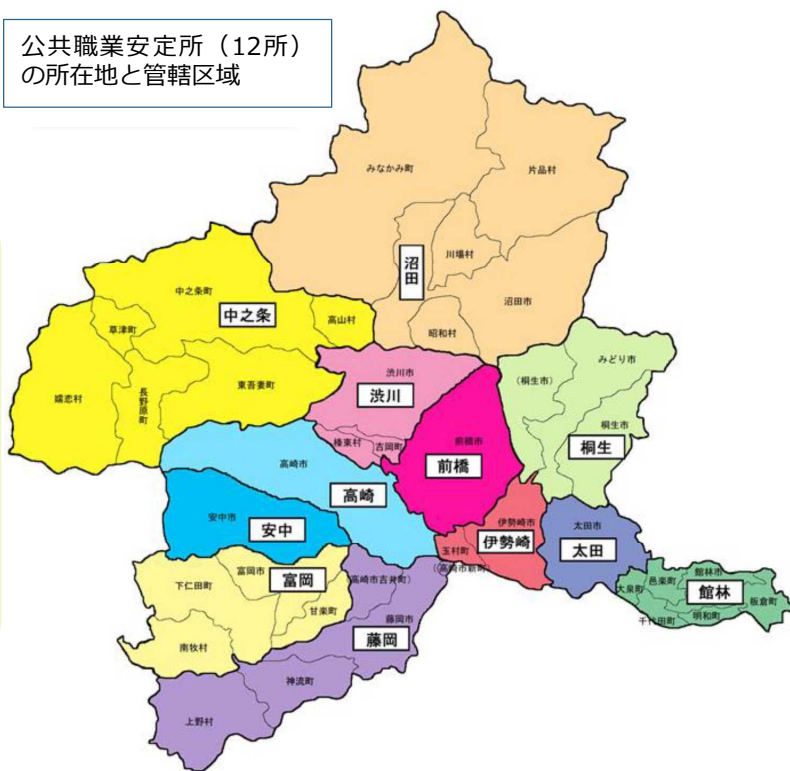


【労働基準監督署業務の概要】

- 1 事業場に対する監督指導
- 2 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
- 3 事業主から提出される許可申請、認定申請
- 4 申告・相談等に対する対応
- 5 機械設備の安全・衛生面の検査
- 6 災害調査の実施・統計調査の実施
- 7 労災保険の給付及び社会復帰促進事業
- 8 労働保険の適用・徴収



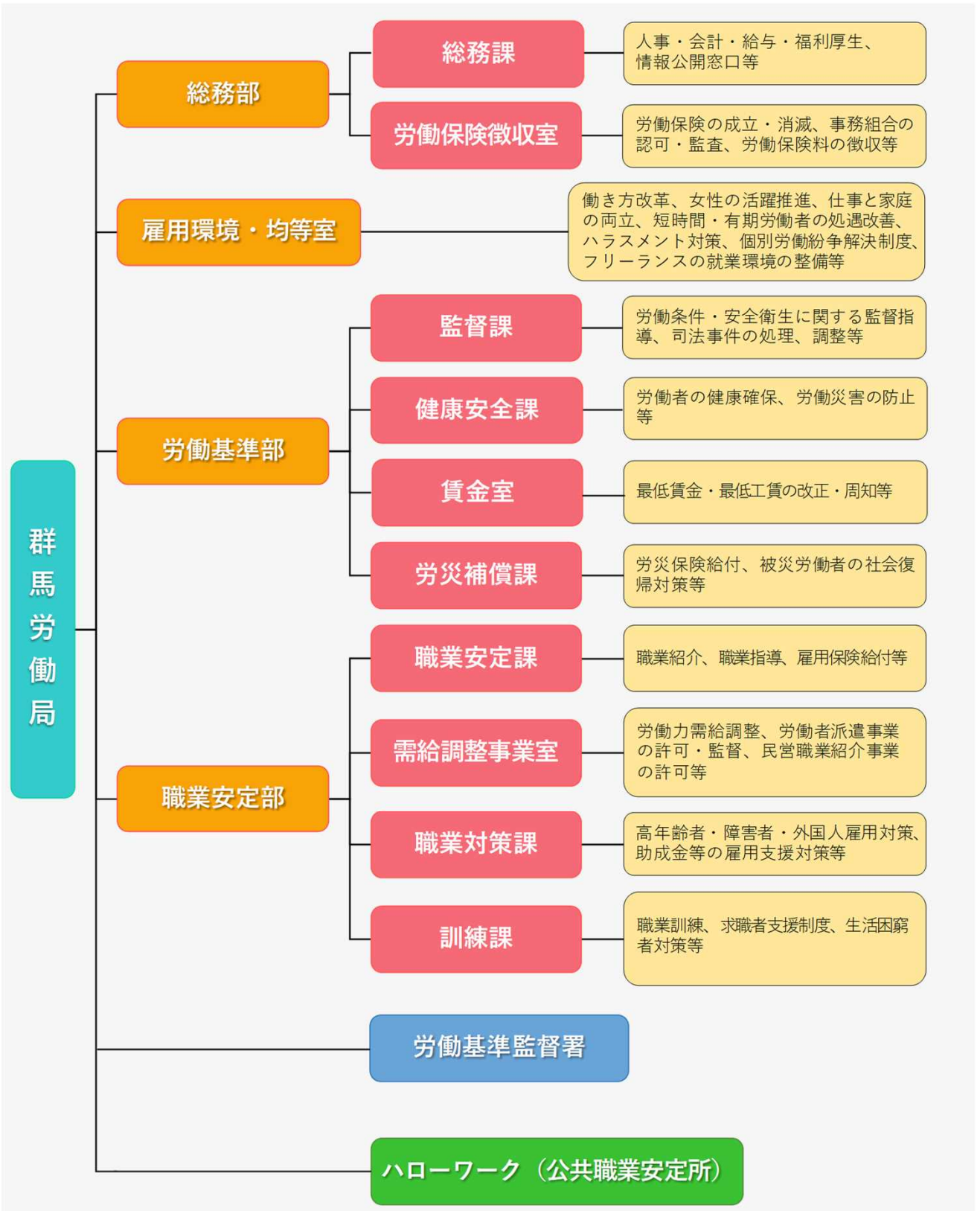
公共職業安定所（12所）
の所在地と管轄区域



【公共職業安定所 （ハローワーク）業務の概要】

- 1 仕事をお探しの方へのサービス
 - ①職業に関する相談・紹介
 - ②求人情報の提供
 - ③職業能力向上のための職業訓練等の相談
 - ④失業等給付の支給
- 2 事業主の方へのサービス
 - ①求人の受付・人材の紹介
 - ②雇用保険の適用
 - ③雇用に係る助成金・給付金の支給
 - ④雇用管理サービス
(障害者・高齢者・外国人の雇用など)

群馬労働局の組織と業務内容



パゆうちゃん

パートタイム・
有期雇用労働法
キャラクター
「パゆう」ちゃん



たしかめたん

労働基準局広報
キャラクター
「たしかめたん」



ハロまる

ハローワークぐんま
広報キャラクター
「ハロまる」

労働に関する相談窓口のご案内

就労上のトラブルに関する相談をしたいとき

- 解雇、いじめ・嫌がらせなど職場におけるトラブルに関する相談
- 職場におけるハラスメント防止対策（パワハラ、セクハラ、マタハラ）に関する相談

総合労働相談コーナー
労働局 雇用環境・均等室

女性の活躍推進に関する相談

- 女性活躍推進法（一般事業主行動計画、えるぼし認定）に関する相談
- 職場における男女の均等な取扱いに関する相談

労働局 雇用環境・均等室

育児・介護休業等に関する相談をしたいとき

- 育児・介護休業法及び両立支援等助成金に関する相談
- 次世代法（一般事業主行動計画、くるみん認定）に関する相談
- 育児休業給付・介護休業給付に関する相談

労働局 雇用環境・均等室
ハローワーク



パートタイム・有期雇用労働に関する相談をしたいとき

- パートタイム・有期雇用労働法に関する相談

労働局 雇用環境・均等室

フリーランスに関する相談をしたいとき

- フリーランスの就業環境の整備に関する相談
- 労働者かもしれないフリーランスの方に関する相談

労働局 雇用環境・均等室
労働基準監督署 又は 労働局 監督課

労働条件に関する相談をしたいとき

- 解雇、賃金不払、有給休暇、労働時間等に関する相談
- 最低賃金・最低工賃等、賃金に関する相談



労働基準監督署 又は 労働局 監督課
労働基準監督署 又は 労働局 賃金室

職場の安全衛生・健康管理に関する相談をしたいとき

- 労働災害防止等、職場の安全衛生に関する相談
- 免許・技能講習等に関する相談
- 健康診断及びメンタルヘルスに関する相談

労働基準監督署 又は 労働局 健康安全課

労働保険の加入手続き等に関する相談をしたいとき

- 労働保険の加入手続きに関する相談
- 労働保険料の申告・納付に関する相談

労働基準監督署 又は 労働局 労働保険徴収室

労災保険の手続き等に関する相談をしたいとき

- 労災保険の申請や給付に関する相談
- 労災年金受給者の年金・介護に関する相談

労働基準監督署 又は 労働局 労災補償課

雇用保険の手続き等に関する相談をしたいとき

- 雇用保険の申請や給付に関する相談
- 高年齢雇用継続給付に関する相談

ハローワーク



就職・採用に関する相談をしたいとき

- 求職・求人に関する相談

ハローワーク

高齢者・障害者・外国人の雇用に関する相談をしたいとき

- 高齢者・障害者・外国人労働者の職業相談
- 高齢者・障害者・外国人の雇用管理に関する相談

ハローワーク 又は 労働局 職業対策課

職業訓練受講に関する相談をしたいとき

- ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）受講に関する相談

ハローワーク 又は 労働局 訓練課

労働者派遣・職業紹介事業に関する相談をしたいとき

- 労働者派遣事業に関する相談
- 有料・無料職業紹介事業に関する相談

労働局 需給調整事業室

各種助成金に関する相談をしたいとき

- 雇用関係各種助成金に関する相談
- 労働条件等関係助成金に関する相談

労働局 雇用環境・均等室
職業対策課 又は ハローワーク
労働局 雇用環境・均等室

相談先がわからないとき

- 民事上の個別労働関係紛争、その他労働問題に関する相談

総合労働相談コーナー

群馬労働局のご案内

名 称		電話番号	所 在 地
総 務 部	総務課	027-896-4732	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階
	労働保険徴収室	027-896-4734	
雇用環境・均等室		027-896-4739	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
労働基準部	監督課	027-896-4735	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
	健康安全課	027-896-4736	
	賃金室	027-896-4737	
	労災補償課	027-896-4738	
職業安定部	職業安定課	027-210-5007	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階
	需給調整事業室	027-210-5105	
	職業対策課	027-210-5008	
	訓練課	027-897-3612	

労働基準監督署のご案内

名 称	電話番号	所 在 地	管轄区域
前 橋	方面 027-896-3019 安衛 027-896-4536 労災 027-896-4537	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 (前橋地方合同庁舎7階)	前橋市、渋川市、北群馬郡、 伊勢崎市、佐波郡
伊勢崎分庁舎	0270-25-3363	〒372-0024 伊勢崎市下植木町517	
高 崎	方面 027-322-4661 安衛 027-367-2313 労災 027-367-2314	〒370-0045 高崎市東町134-12 (高崎地方合同庁舎3階)	高崎市(うち新町・吉井町を除く) 安中市、富岡市、甘楽郡
桐 生	0277-44-3523	〒376-0045 桐生市末広町13-5 (桐生地方合同庁舎1階)	桐生市、みどり市
太 田	方面 0276-45-9920 安衛 0276-58-9729 労災 0276-58-9730	〒373-0817 太田市飯塚町104-1	太田市、館林市、邑楽郡
沼 田	0278-23-0323	〒378-0031 沼田市薄根町4468-4	沼田市、利根郡
藤 岡	0274-22-1418	〒375-0014 藤岡市下栗須124-10	藤岡市、多野郡、 高崎市新町・吉井町
中 之 条	0279-75-3034	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町 664-1	吾妻郡



ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

名 称	電話番号	所 在 地	管轄区域
前 橋	027-290-2111	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1	前橋市
高 崎	027-327-8609	〒370-0842 高崎市北双葉町5-17	高崎市(うち新町・吉井町を除く)
安中出張所	027-382-8609	〒379-0116 安中市安中1-1-26	安中市
桐 生	0277-22-8609	〒376-0023 桐生市錦町2-11-14	桐生市、みどり市
伊 勢 崎	0270-23-8609	〒372-0006 伊勢崎市太田町554-10 (伊勢崎地方合同庁舎内)	伊勢崎市、佐波郡
太 田	0276-46-8609	〒373-0851 太田市飯田町893	太田市
館 林	0276-75-8609	〒374-0066 館林市大街道1-3-37	館林市、邑楽郡
沼 田	0278-22-8609	〒378-0044 沼田市下之町888 テラス沼田5階	沼田市、利根郡
群馬富岡	0274-62-8609	〒370-2316 富岡市富岡1414-14	富岡市、甘楽郡
藤 岡	0274-22-8609	〒375-0054 藤岡市上大塚368-1	藤岡市、多野郡、高崎市新町・吉井町
渋 川	0279-22-2636	〒377-0008 渋川市渋川1696-15	渋川市、北群馬郡
中之条出張所	0279-75-2227	〒377-0425 吾妻郡中之条町西中之条207	吾妻郡



総合労働相談コーナーのご案内

名 称	電話番号	所 在 地
群馬労働局総合労働相談コーナー	027-896-4677	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 群馬労働局雇用環境・均等室内 (前橋地方合同庁舎8階)
前橋総合労働相談コーナー	027-896-3062	〒371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋労働基準監督署内 (前橋地方合同庁舎7階)
高崎総合労働相談コーナー	027-367-2306	〒370-0045 高崎市東町134-12 高崎労働基準監督署内 (高崎地方合同庁舎3階)
太田総合労働相談コーナー	0276-58-9722	〒373-0817 太田市飯塚町104-1 太田労働基準監督署内
伊勢崎、桐生、沼田、藤岡、中之条の 各総合労働相談コーナー	電話番号・所在地は各労働基準監督署と同じです。	



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

群馬労働局